

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会  
共済小委員会（第26回）

令和7年12月23日（火）  
経済産業省中小企業庁

午前10時00分 開会

○太刀川室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会 第26回共済小委員会」を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、出席を賜り誠にありがとうございます。

本小委員会の事務局を務めます、中小企業庁経営安定対策室長の太刀川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

小委員会開催に当たり、中小企業庁経営支援部長の山崎より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○山崎経営支援部長 皆様、おはようございます。中小企業庁経営支援部長の山崎でございます。

委員の皆様におかれましては、年の瀬の押し迫る中、本小委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より倒産防止共済及び小規模企業共済の両共済制度について貴重な御意見、御指導を賜り、改めて感謝を申し上げます。

目下の経済状況、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況でございますけれども、高市政権が発足をしてまず一丁目一番地で物価対策、その中でも特に中小企業・小規模事業者のまさに事業環境、もっと言えば賃上げがどのようにできるのかといった環境を整備するということに政権の重点が置かれ、それについて当中小企業庁においても邁進をしているところでございます。

一方で、足元では人手不足であったり、資材価格の高騰、さらには米国の関税の影響といったもので中小企業・小規模事業者を取り巻く環境というのは予断を許さないという状況でございまして、今がまさに好循環に向けていけるかの正念場と捉えてございます。

こうした中、本日御議論いただきます中小企業者の取引先の倒産に対する備えとしての倒産防止共済、さらには小規模事業者の廃業・引退、そして承継をサポートします小規模企業共済の両制度の意義というのが改めて重要性を増している状況だと考えてございます。

本日は、今年の終わりに当たりまして両共済制度の運営の現況を御報告させていただくとともに、中小企業基盤整備機構より、両共済制度における手続のオンライン化の状況について御報告をさせていただく予定しております。この両共済制度が中小・小規模事業者にとってより良いものになり、今後も安定的に運営できるよう、改めて委員の皆様の御指導、御鞭撻を賜れれば幸いでございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

○太刀川室長 それでは、初めに委員の御退任、新規御就任について御報告いたします。このたび、堤委員が御退任され、新たに坂本委員が御就任されております。本日は都合により坂本委員は御欠席となりましたが、この場を借りて委員就任を御報告いたします。

また、委員長は前回に引き続き、本小委員会の上位機関であります経営支援分科会の沼上分科会長より指名を受けた近藤委員にお願いしたいと思います。近藤委員、よろしくお願ひいたします。

○近藤委員長 よろしくお願ひいたします。

○太刀川室長 ありがとうございます。

なお、本日は坂本委員、助川委員、藤田委員の3名は所用のため御欠席となっておりますが、委員総数12名のところ9名の委員に御出席いただいており、中小企業政策審議会令第8条に規定される過半数の出席の定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第、委員名簿、資料1「中小企業倒産防止共済制度の現状について」、資料2「小規模企業共済制度の現状について」、資料3「オンライン利用率引上げの基本計画に係る進捗状況」がそれぞれございますでしょうか。配付資料を受領されていないようでしたら、事務局までお申し出ください。

また、審議に当たり、安定した通信環境の確保のため、発言者以外の方は必ずマイク・カメラをオフにしていただき、発言時の御自身にて双方オンに切替えをお願いいたします。発言が終わりましたら、再度オフに切替えをお願いいたします。

御発言を希望される場合は、挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。発言が終わりましたら、挙手をお下げください。操作方法が御不明な場合は、隨時事務局までお声がけいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、近藤委員長にお願いしたいと存じます。

近藤委員長、よろしくお願ひいたします。

○近藤委員長 皆様、おはようございます。共済小委員会の委員長を務めております、近藤でございます。本日も委員の皆様の御協力をいただきつつ、円滑な議事進行に努めてまいりたいと存じます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、議事に入らせていただきます。本日の議題は、お手元の議事次第を御参照ください。議題(1)「中小企業倒産防止共済制度の現状について」、議題(2)「小規模企業共済制度の現状について」、議題(3)「オンライン利用率引上げの基本計画に係る進捗状況について」となっております。

まずは議題(1)「中小企業倒産防止共済制度の現状について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○太刀川室長 ありがとうございます。

それでは、資料1「中小企業倒産防止共済制度の現状について」、説明させていただきます。

資料1の1ページ目を御覧ください。中小企業倒産防止共済制度、経営セーフティー共済とも申します。こちらの制度の概要でございます。中小企業倒産防止法に基づきまして昭和53年に創設された共済制度でございます。独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営主体となっておりまして、申込窓口等は商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、金融機関等に業務委託をしております。

この制度の趣旨でございますが、共済契約者は、取引先企業の倒産により売掛金債権の

回収が困難となった場合に、自らの連鎖倒産等の事態を防止するため、共済金の貸付けを受けられるというものです。その下の括弧内に「具体的には」と書いてございます。共済契約者はあらかじめ掛金を月額5,000円から20万円の範囲内で積み立てます。こちらの限度額が800万円まで積み立てることが可能となっております。そして、取引先企業が倒産により売掛金債権が回収困難となった場合には、この回収困難額と積み立てた掛金の10倍、こちらのいずれか少ない額を上限に無担保・無保証人で共済金の貸付けが受けられるというものでございます。

下のほうの「各種条件」と書いてありますところでございますが、加入資格は中小企業者ということで、個人事業主または法人としての会社、いずれでも可能となっております。掛金の月額は今申し上げたとおり5,000円から20万円まで、5,000円単位で掛けることができることとなっております。掛金の限度額は800万円まで、そして貸付けの限度額はその10倍になります8000万円まで、そして貸付け条件といたしまして、無担保、無保証人、無利子、ただし、貸付けを受けた場合には、貸付額の10分の1を掛金から控除するということになっております。いわゆる返済可能性等の金融審査はなしということで貸付けを受けられるものでございます。

次に、2ページ目に参ります。現在の加入・在籍状況でございます。在籍件数は、平成19年度末以降は増加を続けております。グラフを御覧いただきますと、ピンク色の棒グラフが加入件数、そして青い棒グラフが脱退件数、差引きで加入のほうが多い状況ですので、在籍件数は右肩上がりで令和6年度も過去最高を更新したという状況になっております。平成23年に法改正をしておりまして、掛金限度額・貸付限度額の引上げ等を行いまして、その後、中小機構の普及活動にもよりまして増加傾向が継続しているという状況でございます。

次に、3ページ目に参ります。加入及び解約件数の月別の推移でございます。昨年の小委員会でも御説明させていただきましたが、租税特別措置法が改正されまして、令和6年10月以降に解約後再加入した場合には、解約から2年経過をする日まで掛金の損金または必要経費算入が不可という改正がなされました。この改正前の駆け込みとして、令和6年9月の解約及び加入件数が前年度対比で大幅増加をしたところでございます。こちらの9月の加入及び解約の件数につきましては、昨年度、小委員会でも御報告をしたとおりでございます。その後の推移を見ておりますと、その後の推移といたしまして解約及び加入件数は例年並み実績に収束をしてきているということが言えるかと思っておりますので、租税特別措置法の改正によりまして大幅に解約がその後増える、また、加入が減るといった動きは少なくとも現時点では見られていないと思っております。

次に、4ページ目に参ります。加入者の月額掛金の実績でございます。令和6年度の新規加入者のうち月額掛金20万円、最大の掛け金の加入者が約6割を占めるということで、この状況は昨年御報告したときから大きく変わってはおりません。

次のページに参ります。こちらは掛け金の内訳を暦年で表したものとなっておりまして、

棒グラフの青い部分は月額掛金20万円、この部分が平成23年の法改正以降、件数が増加をしているという状況もこれまでと変わっていないところでございます。

6ページ目、業種別の加入状況を表しております。引き続きサービス業、建設業、小売業といった業種が多くなっております。この傾向も特段の変化は見られないところです。

続きまして、7ページ目、共済金の貸付け実績でございます。こちらの共済金の貸付けにつきましては、コロナ禍以前は企業倒産件数の増減と新規貸付額の増減が似た動きとなっておりました。コロナ禍以降の動きでございますが、緑色の折れ線が日本全体の倒産件数でございます。ここ2~3年増加傾向であるのに対しまして、こちらは倒産防止共済の貸付金でございますが、上のほうに表を載せております。令和4年、令和5年につきましては新規貸付額、また、貸付け件数のほうもそれぞれ対前年で増加をしている。令和6年に関しましては、令和5年に對しまして新規貸付額74.2%、貸付け件数は77%と減少をしているという状況になってございます。

続きまして、8ページ目の一時貸付金の貸付け実績でございます。こちらは共済金とは別に一時的に貸付けを行う一時貸付金の実績でございます。こちらもコロナ禍におきまして様々な支援制度が充実した結果といたしまして、令和2年、3年の頃、一時的に件数が減少している。しかしながら、コロナ禍以降は在籍者数の増加に比例をいたしまして、この一時貸付金も増加傾向にあるという動きでございます。

そのほか、9ページ目以降は現在の財務諸表の状況でございますので、説明を省略させていただきます。

資料1の御説明につきまして、以上でございます。

○近藤委員長 ありがとうございました。

時間の都合上、続けて議題（2）「小規模企業共済制度の現状について」の説明もお願ひいたします。なお、委員の皆様からの議題（1）に関する御質問等は、議題（2）の説明の後、議題（2）についての御質問等とまとめてお願いしたいと思っております。

では、太刀川室長、議題（2）について説明をお願いいたします。

○太刀川室長 それでは、資料2の「小規模企業共済制度の現状について」の説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧いただきまして、こちらは小規模企業の個人事業主や会社の役員が廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積立てを行う制度でありまして、先ほどと同様、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営主体となってございます。個人事業の廃止や会社等の解散など廃業に至る場合について、こちらをA共済事由として最も手厚い共済金を支給しております、また、B共済事由として老齢給付の仕組みを設けてもいるというところでございます。

点線の中、制度といたしましては昭和40年に創設されまして、現在、在籍者数が168万人、また、資産総額が約11兆円、月額の掛金に関しましては1,000円から7万円の範囲内で掛けることが可能となっております。

下の表を見ていただきますと、A共済事由が一番手厚い共済金ということになっておりまして、受取金額は掛金をおおむね1.5%で複利計算した元利合計額に相当いたします。また、隣のB共済事由のほうはおおむね1.0%で複利計算した元利合計額に相当するという構成になっております。

では、2ページ目に参ります。基本的な加入・脱退・在籍者数の推移についてのデータでございます。こちらのグラフを御覧いただきますと、ピンク色の棒グラフが加入の人数で、青い棒グラフが脱退の人数ということで、差引きといたしまして、緑色の折れ線で在籍人数が近年増加をしておりまして、こちらも現時点では過去最高の在籍者数という状況になっております。

次のページに参りまして、現在、約160万人の在籍者数となっております。こちらは日本的小規模企業数と単純な割り算をいたしますと61.4%ということで、小規模企業数が徐々に減少していく、他方でこちらの共済制度の在籍者数は徐々に増えているということで緑の折れ線も右肩上がりという状況が続いております。

続きまして、4ページ目でございます。共済契約者の年齢構成でございます。まず新規加入者の年齢構成は41歳～50歳が3分の1と最も多く、次いで51歳～60歳ということになっておりまして、平均年齢で言えば47.9歳という状況でございます。こちらは昨年御報告をさせていただいた際には新規加入者の平均年齢は48.2歳でしたので、僅かではございますが若干若返りが見られるという状況でございます。

また、在籍者で見ますと、61歳以上が40%を超えまして、こちらの平均年齢は57.8歳ということで、昨年御報告をした際には57.6歳ということでしたので、大変僅かに0.2歳ほど上がってはいるという状況でございます。

次に、5ページ目に参ります。掛金月額の構成でございます。こちらも6万500円～7万円の層が4割超と最も高くなっています、平均掛金月額は加入者・在籍者ともに4万円台ということで昨年と同じ状況となっております。

6ページ目に参ります。こちらも掛金の金額別の推移をこちらで載せておりまして、やはり6万500円～7万円のゾーンが一番多いという状況に変化は見られないところでございます。

7ページ目に参ります。こちらは業種別の在籍者分類でございまして、サービス業、そして建設業といった業種に多くお入りいただいているといった状況も特段の変化はございません。

8ページ目に参ります。こちらは共済金等の支給金額の推移でございます。共済金、そして解約手当金の両方とも、共済金に関しましては5000億円前後で推移、また、解約手当金は1000億円前後で推移していたところでございます。令和4年度以降はいずれも若干の増加傾向にあるという状況になってございます。

次に、9ページ目、共済財政の状況について、まずは純粋なキャッシュフローの状況でございます。近年は掛金の収入額が共済金等の支給額を上回る状況が続いております。し

たがいまして、近年は共済金等の支給には掛金の収入で賄うことができているという状況でございます。下の表を見ていただきますと、青い部分が掛け金収入、ピンク色の部分が共済金支出、その差額が赤い太枠のところでございますが、令和6年度では1983億円というプラスになっておりまして、さらに国内債券の利金収入を加えますと2899億円、さらには国内債券の償還金もございますので、そちらが一番下の緑のラインでございます。このような状況で、キャッシュフロー上ではプラスという状況にはなってございます。

次の10ページ目でございます。しかしながら、キャッシュフローだけでなく当期損益や剰余金・欠損金、決算利回りの推移というところも重要なかと思っております。こちらは平成20年頃、この時代はサブプライムローンやリーマンショックの影響がございまして、この共済制度は過去最大の欠損金が生じておりましたが、その後、運用状況が改善をしております。令和5年度につきましては累積の剰余金7296億円という過去最高額を記録したところでございますが、令和5年度に関しましては運用益がプラスだったものの、先ほど申し上げたとおり、在籍者数の増加によります責任準備金の繰入費等を賄うことができず、上のグラフの棒の部分、当期損益に関しましては1347億円の赤字ということになっておりまして、累積で見ましても利益剰余金は5950億円に減少したという状況でございます。

また、決算利回りで御覧いただきますと、下のグラフでございます。こちらのグレーの横の直線がこの制度の予定利率1%のラインでございます。令和5年度に関しましては3.4ということで上回っていたものでございますが、令和6年度では0.4ということで1%を下回る結果となってございます。こうしたところについては今後も注視をしていくことが必要かと思っております。

次のページに参ります。この共済の資産の運用の状況でございます。こちらは法律の25条に基づきまして資産運用の基本方針というものを定めております。中長期的な観点から将来にわたり共済契約者に共済金等の支払いを確実に行えるよう、「安全かつ効率的な運用」というところを基本目標にリターン・リスクの特性が異なる複数の資産に分散投資をする資産構成の割合を定めて、資産構成の割合を基本ポートフォリオということで策定をしているところでございます。このポートフォリオに基づきまして、一定の乖離幅が生じたときにはリバランスを行っているという運用をしているところでございます。

続きまして、12ページでございます。共済契約の貸付けの利用の推移でございます。こちらに関しましても、掛け金の納付期間に応じてその貸付限度額の範囲内、掛け金の7割～9割という範囲内で一時的に事業資金を借り入れることができることとなっておりまして、こちらもコロナ禍で一時的に減少いたしましたが、令和3年度以降はまた微増の傾向ということで、コロナ禍以前の状況に戻りつつあるという状況でございます。

次のページ以降は財務諸表の状況でございますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、資料2に関しまして、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○近藤委員長 ありがとうございました。

それでは、議題（1）（2）の御説明につきまして、いずれについてでも結構ですので御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。なお、御発言の際は、まずは挙手機能を使って挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

大橋委員、お願ひいたします。

○大橋委員 どうもありがとうございます。私は議題（1）の中小企業倒産防止共済について質問させていただきたいと思います。

7ページ、8ページのグラフで御説明いただきましたように、例えば7ページを見ると、倒産件数は増えているのだけれども、共済金の貸付け実績は横ばいで進んでいる。共済金のほうは取引先の倒産に基づく資金繰りのことでちょっと性質が違うのですけれども、一時貸付金のほうはつまり自分のことに対するものは増えている。

これは今後どうなると見込んでいらっしゃるのかなと思って、倒産が増えていくと、今は横ばいでも共済金の貸付額というのも増えていくのか、それとも大丈夫だと見ているのか。金利も上がってくることもあるでしょうし、そういうことの影響などをどう見ていらっしゃるのかなということをお聞かせいただければありがたいです。

○近藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお答えをお願いできますでしょうか。

○太刀川室長 ありがとうございます。

資料1の7ページ目、8ページ目に関してでございます。こちらは上のほうの文章で横ばいと表現をいたしましたけれども、少しスケールが小さいのでなかなか比較が困難という部分がございますけれども、上の表で先ほど申し上げたとおり、令和4年、5年については増加をいたしまして、令和6年については減少という状況でございます。

貸付け件数自体の絶対数も必ずしもそこまで多くないというところもございまして、この令和6年の減少というのがこれから今後も続くものなのか、それとも令和4年、5年のように増加をするものなのかというのはもう少し状況を見る必要があるかなと思っております。

大橋委員から御指摘がありましたとおり、今後の金利の上昇も踏まえると、こちらの貸付けのほうが、あるいは有利な条件ということで増えるということも予想をされるところでございます。

また、8ページ目の一時貸付金に関しましては、これまでの状況といたしましては在籍者数が増加をすると一定程度比例的に増加をするという動きが見られるところでございます。足元の状況はこの一時貸付金で対応ができるており、また、共済金の貸付けというところにまで必要がなく経営ができているという見方もできるところではございますけれども、もう少しこの辺りは今後の状況の推移を見ていく必要があろうかなと思っております。

以上でございます。

○大橋委員 どうもありがとうございました。

○近藤委員長 ありがとうございました。

大橋委員、よろしいでしょうか。

○大橋委員 はい、どうもありがとうございます。結構です。

○近藤委員長 それでは、ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

私からでもよろしいでしょうか。

○太刀川室長 もちろんお願ひいたします。

○近藤委員長 資料2の「小規模企業共済制度の現状について」のスライドの右下のページで言いますと10ページ目のところなのですが、令和6年度は当期損益の赤字が生じたということで、その原因が上の枠に書いてありますと、運用益プラスだったが責任準備金繰入費等を賄うことができずとなっております。もう少し具体的にこの後者の責任準備金繰入費等を賄うことができなかつたという点を御説明いただけないでしょうか。

○太刀川室長 大変ありがとうございます。

こちらに関しましては、中小企業基盤整備機構から具体的な御説明が可能であれば、よろしくお願ひいたします。

○飯田部長 中小企業基盤整備機構の飯田でございます。御説明させていただきます。

運用益がプラスであったというところではございますが、下の表を見ていただきますと1%のところにラインが引かれておりまして、1%よりも下であれば利差損という形になる制度でございます。1%と申し上げましたのが責任準備金の繰入れとお考えいただいて、責任準備金が予定利率見合いで増加する部分が1%分増えていきますので、そこを下回ってしまったので当期損失になったと理解しているところでございます。

よろしいでしょうか。

○近藤委員長 御説明ありがとうございました。分かりました。

それでは、ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

○大橋委員 大橋です。

御質問がなさそうなので、もう一つコメントというか質問を1点お願いしたいです。

○近藤委員長 了解いたしました。大橋委員、お願ひいたします。

○大橋委員 また再び議題(1)のほうなのですが、ページ番号としては4の加入者の掛金実績のところです。これを見ると在籍者の状況に比べて新規加入者の掛金の額が一番大きいところがすごく多いということで、こういう制度に対する需要というのが大変強いのかなと思って見ております。

この需要というのがどこから生まれているのか、税金対策ということもあると思う一方、今後の経済状況や自分の会社のことなどを考えると保険的な意味合いも強いのかなと思うのですけれども、そのところはどのように考えていらっしゃるか、感想で結構ですのでお聞かせいただければありがたいと思います。

○近藤委員長 大橋委員、ありがとうございます。

事務局からお答え、あるいは御感想なり、お願いできますでしょうか。

○太刀川室長 ありがとうございます。

そうですね、この制度のインセンティブ措置であります税制措置というところで、これが誘引となっているというのは間違いないところではあるかと思いますけれども、なかなかこうした不確実な情勢の中で非常に安定的に資産を増やせる魅力というのも非常に強いのかなとは考えております。

お答えとしてよろしいでしょうか。

○大橋委員 ありがとうございます。分かりました。

○近藤委員長 ありがとうございます。

今の大橋委員からの御指摘にプラスする形になりますが、このスライドの前の前のページの2ページの右上の数字を見ますと、加入件数が増えています。脱退件数も増えてはいるのですけれども、企業が増えていない中、加入件数のほうが増加しています。恐らくこの増加している原因と、それから掛金の額の多さというところもリンクしているのではないかと思われます。まだまだニーズがあるということでどちらも増加傾向にあるということだと思っていましたけれども、そのような感覚でよろしいのでしょうか。

○太刀川室長 ありがとうございます。

申し訳ありません、先ほど私は小規模企業共済と混同した御説明をしてしまって、大変申し訳ございません。いずれにいたしましても、今の近藤先生からの御指摘も含めまして、こちらは在籍者数というか、加入者が増加をしており、かつ、一番上のレンジの掛け月額の割合が一番高いという点、連鎖倒産の防止のための制度ではございますけれども、加入をしていますとその範囲内で非常に借入れがしやすい形で簡易な審査で一時借入金などもこちらは利用できる制度でございますので、そうしたところというのも誘引といたしまして在籍者数が増えているのかなと理解をしております。

よろしいでしょうか。

○近藤委員長 ありがとうございます。

これは加入するときに例えばどういう理由で加入するに至りましたかというアンケート調査のようなものは行われているのでしょうか。

○太刀川室長 ありがとうございます。

こちらは中小企業基盤整備機構から御回答可能でしょうか。

○水落課長 中小企業基盤整備機構の水落と申します。お答えさせていただきます。

今、手元にありますのは令和4年～6年度の加入者の方へのアンケートの実績がありまして、この倒産防止共済に入っていただいた決め手はという問い合わせがあったのですけれども、共済金貸付けについて魅力を感じていただいていると約2,200社の方からお答えいただいています。先ほどからお話を出ていますけれども、税制上の優遇措置についても約3,400社の方から魅力を感じているという御回答をいただいております。

ですので、共済金貸付け、もしもの事態への備えについてもやはり魅力を感じていただいて御加入いただいているという結果が出ております。

以上でございます。

○近藤委員長 ありがとうございます。

○飯田部長 先生、すみません。少し補足させていただきたいと思います。

○近藤委員長 よろしくお願ひします。

○飯田部長 私どものほうで加入促進等々に御協力いただいている委託機関様の声を聞くと、やはり税の魅力というものは非常に大きいけれども、企業のリスク管理という点からお勧めしている部分がある、という話はよく聞きます。

その辺がよく現れているのが、スライドで言うと5スライド目です。この20万のゾーンが非常に増えているということはよく分かるのですが、一番下の層、5,000円の層も増えています。この層が増えているというのは、この制度自体の本質的な魅力というか、位置づけみたいなものを御理解いただいている委託機関の方々が制度を御案内くださり、お客様も御理解いただいたからこそご加入いただいていると考えているところです。

以上です。

○近藤委員長 御説明どうもありがとうございました。よく分かりました。

それでは、ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしゅうございますでしょうか。場合によっては次の議題が終わりましたら、そこでも結構かと思います。

それでは、続きまして、議題（3）「オンライン利用率引上げの基本計画に係る進捗状況について」につきまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構より御説明をお願いいたします。

○飯田部長 それでは、資料3について御説明をさせていただきます。

一枚おめくりください。昨年度の委員会でも御説明をさせていただいているところではございますが、委員の交代もございましたし、1年前のことですので、場を整えるという意味も込めまして、これまでの経緯から改めて御説明をさせていただきたいと思います。

令和2年10月に第1回デジタルガバメントワーキング・グループにおいて「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の対象事業に両共済制度が選定されました。これを受け、経済産業省においてオンライン利用率引上げの基本計画を策定しているという状況になっております。この基本計画には対象となる手続やオンライン利用率の目標、取扱期間などが記載されていますが、具体的に両共済制度で対象となっている手続についてはスライド下段の図表のとおりとなっております。白地になっている4つの手續につきましては、取組期間が令和5年度とされていますので、既にオンライン手續を開始しているところでございました。色をつけさせていただいた3つの手續、赤枠で囲っている部分ですが、これにつきましては今年度の9月22日から新たにオンライン手續を開始したものになっております。予定どおりのスケジュールで動いているという状況になっております。

オンライン利用率の進捗状況については、基本計画策定のための作業方針に各府省は少なくとも年に1回、スコアカードとその他の取組の進捗状況を示す資料を第三者委員会や有識者・事業者団体に提示し、取組の妥当性・進捗度合い等についてチェックを受けると

の記載がございます。これを受け、両共済に係るオンライン利用率引上げの基本計画において、このスコアカードについては中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会の報告の中で公表するとさせていただいていることから、今回、この場で御報告をさせていただくものです。

スライドをおめくりください。オンライン利用率について、進捗の状況を御報告いたします。先ほども御説明いたしましたとおり、オンライン利用率引上げの基本計画に記載されている手続のうち、両共済制度ともに加入と保全に関する手続については令和5年9月にオンラインによる申請受付を開始しております。利用率については下段のグラフのとおりになります。緑が小規模企業共済で、薄い線が加入、濃い線が保全手続になります。オレンジが倒産防止共済で、同じく薄い線が加入、濃い線が保全手続になります。四半期ごとの実績を表示させていただいておりまして、直近の令和7年9月末時点の実績については、小規模企業共済の加入関係手続が38.2%、保全関係手続が40.9%、倒産防止共済の加入手続が18%、保全関係手続が28.9%となっております。いずれの手続も右肩上がっているのかなと考えているところでございます。

1スライドおめくりください。オンライン利用率引上げのための取組について御紹介をさせていただきます。広報活動として、年間を通じて断続的にインターネット広告を実施しております。小規模企業共済の新規契約者を対象としたアンケートによると、オンライン手続による加入者の約78%がインターネットによって情報を取っているということが認知できました。インターネット広告には一定の効果が認められていると考えているところです。これまで契約の関係で単年度契約という形で広報活動を実施してきたことから、年度初めであったり年度末あたりになると広報活動が途切れがちな部分がございましたので、今年度から複数年度契約を結ぶことにして、年間を通じて切れ目のない広報活動を実施することとしております。

また、共済制度の特設ウェブサイト、機構のホームページとは切り離して特設の「共済サポートnavi」というものを設けております。こちらにおきましても、手続方法を案内するページや資料請求ページなどにオンライン手続の案内を目立つよう表示し、オンライン手続への誘導を実施しているところでございます。

また、既存の契約者の方々に対しましてはいろいろな通知物をお客様にお届けしておりますので、その中でチラシを同封するなど、掛金月額の変更、保全手続や給付、解約の手続などについて御案内をしてそちらの利用を誘導しているところでございます。

下段でございますが、令和7年9月に3つの手続を開始した際に、プレスリリースに加えて中小機構が運営するSNSやメールマガジンを活用した広報を実施したところでございます。我々といたしましては、引き続き広報活動によるオンライン申請の周知・普及、ウェブサイト上でのオンライン申請の誘導を工夫するなどし、利用率の向上を目指してまいりたいと思っております。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○近藤委員長 飯田部長、ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等がございましたら、お願ひいたします。いかがでしょうか。

では、私から1つよろしいでしょうか。スライドで言うと2ページ目をお願いします。ありがとうございます。上のほうが折れ線グラフで、下のほうに数値が表れております。右下の太枠の期間集計のところが分かりやすいかなと思うのですが、上の2つが小規模企業で、下2つが倒産防止となっています。どちらの加入保全の手続においても上昇傾向にあり、それがうかがえるのですけれども、上の2つである小規模企業のほうが下2つの倒産防止よりも数値が高いように見えるのですが、これは何かこういう理由ではないかという感覚でも結構なのですが、考えられるところはどういうところにあると思われていますか。

○水落課長 中小機構の水落です。私から回答させていただきます。

小規模企業共済は、個人事業主の方、会社役員の方と、個人とのご契約でございまして、マイナンバーカードを使っていただいて、パソコンはもちろんのですけれども、スマートフォンからもお手続きいただけますので、より身近にオンラインで手続きいただいているものと思います。

一方の倒産防止共済は、個人事業主の方と法人との契約になりますので、こちらはどちらかというとパソコンで手続きいただいている方が多うございまして、手軽さの面もあって小規模企業共済が今のところオンライン利用率が高いものと考えております。

○近藤委員長 なるほどと思いました。ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、御意見等はいかがでしょうか。先ほどの議題（1）（2）のところでも結構でございます。議題（1）（2）（3）全体についてどこからでも結構ですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題（1）（2）（3）いずれにつきましても御説明を承ったということとさせていただきたいと思います。

それでは、皆様、本日も御議論いただきまして誠にありがとうございました。以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○太刀川室長 近藤委員長、ありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。次回の共済小委員会につきましては、議題といたしまして、まず1つ目、小規模企業共済の付加共済金の支給率等についての御審議、そして本年2月に実施いたしました第25回共済小委員会で申し上げました、小規模企業共済制度の5年見直しの検討会の検討結果についての御報告等々をさせていただきたいと考えております。

開催時期は、来年の2月下旬頃を予定しております。また詳細は追って御連絡させてい

ただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○近藤委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の小委員会は以上をもちまして終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただきまして、また、円滑な運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

閉会といいたします。

午前10時54分 閉会